

青い森しんきんが
子育て世代のみなさまを
安心サポート!!

青い森しんきん

子育て応援定期積金

平成27年10月1日(木)～平成28年3月31日(木)

【適用金利】

18歳以下の
お子さまが**1人**の場合

店頭表示
利回りの

2 倍

18歳以下の
お子さまが**2人**の場合

店頭表示
利回りの

3 倍

18歳以下の
お子さまが**3人以上**の場合

店頭表示
利回りの

5 倍

■お預入れ期間／1年から5年 ■掛込金額／3,000円以上50,000円以内

■対象／①ご契約時に18歳以下のお子さまを扶養されている父親・母親 ②ご契約時に18歳以下のお子さま ③妊娠中のお客さま

※金利環境等諸般の事情により、期間中でもお取扱いを変更することがございます。



青い森信用金庫

商品についての詳しい内容は、裏面をご覧ください。

ホームページ <http://www.aoimorishinkin.co.jp/>

R27-59

青い森しんきん子育て応援定期積金

平成27年10月1日改正

1. 商 品 名	青い森しんきん子育て応援定期積金
2. 販 売 対 象	・個人(個人事業主を含む) ①契約時に18歳以下のお子さまを扶養されている父親・母親 ②契約時に18歳以下のお子さま(本人) ③妊娠中のお客さま ※①で契約される場合は、父親・母親の確認資料は、運転免許証・健康保険証等、子供の年齢・人数の確認は、健康保険証・住民票謄本等で確認させていただきます。 ②で契約される場合の本人の確認資料は健康保険証等、兄弟姉妹の年齢・人数・続柄の確認資料は、健康保険証・住民票謄本等で確認させていただきます。 ③で契約される場合は、本人確認資料の他に母子手帳で確認させていただきます。
3. 取 扱 期 間	平成27年 10月1日(木)～ 平成28年 3月31日(木)
4. 契 約 期 間	1年から5年(12回から60回迄の積立)
5. 募 集 総 額	12億円(契約額)
6. 預 入 方 法	・掛金3,000円以上50,000円以内(1,000円単位) ・一世帯の契約口数の制限はございません ・毎月一定額を定められた日に払込みをしていただきます
7. 払 戻 方 法	満期日以後に一括して給付契約金を支払います
8. 利 息 (1)適用金利	・契約日におけるスーパー積金店頭表示金利(利回り)に、18歳以下のお子さまの人数により上乘せした利率を約定利回りとして適用します ①18歳以下の子供が1人の場合 … 店頭表示利回り×2.0倍 ②18歳以下の子供が2人の場合 … 店頭表示利回り×3.0倍 ③18歳以下の子供が3人以上の場合 … 店頭表示利回り×5.0倍 ・契約時に証書に表示する約定利回りを満期日まで適用します
(2)給付補填金の支払方法	・給付補填金は満期日以後に一括して支払います
(3)計算方法	・給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します
9. 税 金	給付補填金には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります ※平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります
10.手 数 料	_____
11.付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による掛込みができます ・個人は定期性総合口座の担保定期積金に組入れることができます ※お子さま名義で総合口座の担保定期積金に組入れはできません
12.中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合または満期日において掛金総額に満たない場合は、解約日の普通預金利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともにお支払いします
13.金利情報の入手方法	窓口へご照会ください
14.苦情処理措置・紛争 解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはリスク統括部(9時～17時、電話:0178-44-3579)にお申し出下さい ・紛争解決措置 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出下さい。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停) 一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
15.その他参考となる べき事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合にはそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)



- 店 名
- 担当者
- 電 話